各 位

上場会社名 昭和電線ホールディングス株式会社

コード番号 5805

本社所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 1番 18号

上場取引所 東証第1部

問合わせ先 責任者役職名 総務統括部長

氏 名相原 雅憲

T E L (03) 5532 - 1911

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6月 29 日開催予定の当社第 110 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に基づき、当社に設置する機関を定めるため変更案第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に基づき、当社が株券を発行する旨を明らかにするため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株主の権利の範囲を明確にするため、変更 案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

会社法第310条第5項の規定に基づき、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則および会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう、変更案第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第25条(取締役会の決議の方法)を新設するものであります。

上記のほか、会社法の施行に伴い用語および引用条文等について所要の変更を行うものであります。

- (2) 定時株主総会の開催時期をより明確に定めるため、現行定款第 12条(総会の招集)を変更するものであります。
- (3)転換社債の転換の効力を定めた現行定款第31条については、当社が発行する転換社債の全部につき償還されたことにより、本条を削除するものであります。
- (4) その他、現行定款全文の見直しを実施の上、字句および構成の整備ならびに項番号の追記、 号番号の表記の変更を含む条数の整理等を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木) 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

(下線は変更部分を示します。) 現行定款 変 更 案 第1章 則 第1章 繎 則 (商号) (商号) 第1条 当会社は、昭和電線ホールディングス 第1条 (現行どおり) 株式会社と称し、英文では、SWCC SHOWA HOLDINGS CO., LTD.と表示する。 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並び 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、なら に、次の事業を営む会社及びこれに相当する <u>びに</u>、次の事業を営む会社<u>および</u>これに相当 事業を営む外国会社の株式又は持分を保有す する事業を営む外国会社の株式または持分を ることにより当該会社の事業活動を支配・管 保有することにより当該会社の事業活動を支 配・管理することを目的とする。 理することを目的とする。 1.次の各製品の製造、加工及び販売 (1) 次の各製品の製造、加工および販売 __ 電線・ケーブル (1) 電線・ケーブル __ 光ファイバ<u>および</u>光ファイバケーブル (2) 光ファイバ及び光ファイバケーブル _ 送電用・配電用機器、情報通信用機器、 (3) 送電用·配電用機器、情報通信用機器、 情報処理用機器<u>及び</u>電気機械器具 情報処理用機器および電気機械器具 __ 医療用具、測定器その他精密機械器具 (4) 医療用具、測定器その他精密機械器具 __ 工業用ゴム製品<u>および</u>工業用プラスチ (5) 工業用ゴム製品及び工業用プラスチ ック製品 ック製品 __ 電子部品<u>および</u>電子デバイス (6) 電子部品及び電子デバイス (7) 前記各製品の複合品並びに部品、付属 __ 前記各製品の複合品<u>ならびに</u>部品、付 属品<u>および</u>原材料 品<u>及び</u>原材料 <u>2</u>.前号の製品で構成するシステム<u>並びに</u>そ <u>(2)</u> 前号の製品で構成するシステム<u>ならび</u> の設備・装置の設計、製作、施工及び販売 にその設備・装置の設計、製作、施工お よび販売 (3) 電気工事、電気通信工事、土木工事その <u>3.</u>電気工事、電気通信工事、土木工事その 他各種工事の設計、監理及び請負 他各種工事の設計、監理および請負 <u>4.</u>ソフトウェアの開発<u>及び</u>販売<u>並びに</u>情報 <u>(4)</u> ソフトウェアの開発<u>および</u>販売<u>ならび</u> 処理・情報提供サービス <u>に</u>情報処理・情報提供サービス <u>5</u>前各号に関連する技術その他の情報の販 (5) 前各号に関連する技術その他の情報の 売及び提供 販売および提供 (6) 前各号に関連する調査、研究開発、コン 6.前各号に関連する調査、研究開発、コン サルティング<u>ならびに</u>知的財産権の取 サルティング並びに知的財産権の取得、管 理及び実施許諾 得、管理および実施許諾 7. 不動産の売買、賃貸借<u>及び</u>管理 (7) 不動産の売買、賃貸借および管理 8. 事業の運営上必要な他の事業に対する貸 (8) 事業の運営上必要な他の事業に対する 付、保証<u>及び</u>投資 貸付、保証および投資 9.前各号に付帯又は関連する一切の事業 (9) 前各号に付帯<u>または</u>関連する一切の事 (本店の所在地) (本店の所在地) 第3条 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。 (現行どおり) (機関) (新 設) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ

<u>か、次の機関を置く。</u>

(1) 取締役会

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、東京都において発行 する日本経済新聞に掲載する。

> 第2章 株 尢

(発行する株式の総数)

第5条 当会社が発行する株式の総数は、 700,000,000株とする。

(新 設)

(自己株式の取得)

- 第<u>6</u>条 当会社は、<u>商法第 211 条 J 3 第 1 項第</u> | <u>2号</u>の規定により、取締役会の決議<u>をもって</u> 自己株式を買受けることができる。
- (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第<u>7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000│第9条 当会社の単元株式数</u>は、1,000 株とす 株とする。

当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株 式(以下単元未満株式という。)に係る株券を 発行しない。但し、株式取扱規則に定めると ころについてはこの限りでない。

(新 設)

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券の種類は、取締 役会で定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人 を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、これを公告 する。

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、東京都において発行 する日本経済新聞に掲載して行う。

> 第2章 株 走

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、 700,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第<u>8</u>条 当会社は、<u>会社法第 165 条第2項</u>の規 定により、取締役会の決議によって自己の株 式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

- る。
- <u>2</u> 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単</u> 元株式数に満たない数の株式(以下「単元未 満株式」という。) に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについ てはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。) は、その有する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。
 - <u>(1) 会社法第 189条第 2 項各号に掲げる権利</u>
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利

(削る)

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これを公 告する。

当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券 喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場 所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、 信託財産の表示、株券の再交付、単元未満株 式の買取り、届出の受理その他株式に関する 事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせ</u>、当会社 においては<u>これを</u>取扱わない。

(株式の名義書換等の取扱)

第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産 の表示、株券の再交付、単元未満株式の買取 <u>り、その他</u>株式に関する取扱<u>手続並びにその</u> 手数料<u>について</u>は、取締役会<u>で</u>定める株式取 扱規則による。

(基準日)

第11条 定時株主総会において権利を行使すべ き株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎 決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記 載又は記録された株主とする。

前項のほか、商法第293条/5 の規定に基 づく金銭の分配(以下中間配当という。)を受 ける者を確定するため、その他必要がある場 合には、取締役会の決議により予め公告して 一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に 記載又は記録された株主又は質権者をもって その権利を行使すべき株主又は質権者とする ことができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3 月以内にこれを開催し、臨時株主総会は、必 要がある場合に随時これを開催する。

株主総会は、本店所在地<u>若しくは</u>その隣接 <u>2</u> 株主総会は、本店所在地<u>もしくは</u>その隣接 地<u>又は</u>川崎市内において、<u>取締役会の決議に</u> 基づき取締役社長がこれを招集する。社長差 支えあるときは、取締役会の定めた順位によ り他の取締役がこれを招集する。

(新 設)

(総会の議長)

第<u>13</u>条 株主総会<u>の議長</u>は、取締役社長がこれ<u>に</u> | 当る。社長差支えあるときは、取締役会の定 <u>めた順位により他の取締役がこれ</u>に当る。

(新 設)

3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失 登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名 <u>簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に 関する事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 <u>12</u>条 <u>当会社の</u>株式に関する取扱<u>いおよび</u>手 数料は、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会 において定める株式取扱規則による。

(削る)

第3章 株主総会

(招集)

- 第<u>13条 当会社の</u>定時株主総会は、<u>毎年6月</u>にこ れを<u>招集</u>し、臨時株主総会は、必要がある場 合に随時これを招集する。
- 地<u>または</u>川崎市内において、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第 15条 株主総会は、取締役社長がこれ<u>を招集</u> <u>し、議長となる</u>。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会 <u>においてあらかじめ定めた順序に</u>従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(総会の決議要件)

第14条 株主総会の通常決議は、出席した株主の 議決権の過半数をもって<u>これをなす</u>。

商法第 343 条に定める特別決議については 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ てこれをなす。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権のある株主を代 理人としてその議決権<u>の</u>行使<u>を委任</u>すること ができる。

(新 設)

(新 設)

第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員及び選任)

総会で選任する。

取締役の選任<u>について</u>は<u>総株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって<u>これをなす</u>。

取締役の選任については、累積投票によら ない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の 決算期に関する定時株主総会終結の時までと

補欠又は増員のため選任された取締役の任 期は、他の現任者の任期の満了すべき時まで とする。

(取締役会)

第<u>18</u>条 <u>取締役は、取締役会を組織し、会社の業</u>|第<u>21</u>条 務執行は、取締役会がこれを決定する。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の定めた取締役がこれを招

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に <u>別段の定めがある場合を除き、</u>出席した<u>議決</u> <u>権を行使することができる</u>株主の議決権の過 半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議 <u>決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する株主1 <u>名</u>を代理人として<u></u>その議決権<u>を</u>行使するこ とができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理 権を証明する書面を当会社に提出しなければ <u>ならない。</u>

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および連結 計算書類に記載または表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。

第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)

- 第16条 当会社の取締役は 10 名以内とし、株主 │第19条 当会社の取締役は 10 名以内とし、株主 総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない ものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 <u>する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(削る)

(取締役会の招集権者および議長)

(削る)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会長がこれを招集し、議長と 集<u>する</u>。

取締役会を招集するには、会日より3日前 に各取締役及び各監査役に対してその通知を 発するものとする。但し、緊急を要するとき は、これを短縮することができる。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当 <u>る。</u>会長<u>が</u>欠員<u>又は差支え</u>あるときは、取締 役会<u>の</u>定めた<u>順位</u>に<u>より</u>他の取締役が<u>これに</u> 当る。

(新 設)

(代表取締役、役付取締役)

第19条 当会社を代表する取締役は、4名以内と <u>し、取締役会の決議をもってこれを定める。</u>

取締役会の決議をもって、取締役会長1名、 取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役 若干名を選任することができる。

(相談役)

第<u>20</u>条 取締役会<u>の</u>決議<u>をもって</u>、相談役若干名 を<u>置く</u>ことができる。

(新 設)

(新 設)

(取締役の報酬)

第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもっ てこれを定める。

第5章 監査役<u>及び</u>監査役会 (監査役の定員及び選任)

<u>なる</u>。

(削る)

<u>2</u> 取締役会長に欠員<u>または事故が</u>あるとき は、取締役会<u>においてあらかじめ</u>定めた<u>順序</u> に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議 長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第2条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を <u>短縮することができる。</u>
- 2 取締役および監査役の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を開 <u>催することができる。</u>

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締 役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会 長1名、取締役社長1名、専務取締役および 常務取締役若干名を定めることができる。

(相談役)

第<u>24</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議<u>によって</u>、相談役 若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることが できる取締役の過半数が出席し、出席した取締 役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たし たときは、取締役会の決議があったものとみ なす<u>。</u>

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、取締役会において定める取締役会 規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利益(以 下「報酬等」という。) は、株主総会の決議に よって定める。

第5章 監査役<u>および</u>監査役会 (員数および選任方法)

第2条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総 | 第28条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総

会で選任する。

監査役の選任については総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって<u>これをなす</u>。

(監査役の任期)

第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の 決算期に関する定時株主総会終結の時までと

補欠のため選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了すべき時までとす る。

(監査役会)

第24条 監査役は、監査役会を組織し、法令に定 第20条 める権限を有するほか、監査役の職務執行に 関する事項を決定する。但し、監査役の権限 の行使を妨げることはできない。

監査役会<u>を</u>招集するには、会日より3日前 に各監査役に対して<u>その通知を</u>発する<u>ものと</u> <u>する。但し</u>、緊急<u>を要する</u>ときは、<u>これ</u>を短 縮することができる。

(新 設)

(常勤監査役)

第25条 監査役は、その互選をもって常勤監査役 を定める。

(新 設)

(新 設)

(監査役の報酬)

てこれを定める。

第6章 計 算

(決算期)

第27条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとし、毎年3月31日をも って決算期とする。

会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。

(任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

(削る)

監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査役に対して発する。<u>ただし</u>、緊急<u>の</u> <u>必要がある</u>ときは、<u>この期間</u>を短縮すること ができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を開催することがで きる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。

(監査役会の決議の方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、監査役の過半数をもって行 <u>う。</u>

(監査役会規則)

第3条 監査役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、監査役会において定める監査役会 規則による。

(報酬等)

第<u>26条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもっ</u>|第<u>24条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ</u> って定める。

> 第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までの1年とする。

(配当金の支払)

第28条 株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿 及び実質株主名簿に記載又は記録された株主 又は質権者にこれを支払う。

(中間配当)

日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又 は記録された株主又は質権者に対して中間配 当をすることができる。

中間配当の有無、金額、その他必要な一切 の事項については、前項の日から3月内に取 <u>締役会の決議をもって定める。</u>

(配当金<u>等</u>の<u>支払</u>期間)

第30条 株主配当金及び中間配当金については、 支払<u>提供</u>の日から満5年を経過<u>したときに</u> は、会社はその支払<u>の</u>義務を免れる。

は、利息をつけない。

(転換社債の転換の効力)

第31条 転換社債の転換請求がなされた場合、株 主配当金又は中間配当金については、4月1 日から9月30日まで及び10月1日から翌年 3月31日までをそれぞれ営業年度とみなし、 転換請求がなされた時の属する営業年度の初 めに転換があったものとみなす。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 <u>31日とする。</u>

(中間配当)

第<u>29条</u> 取締役会の決議<u>をもって</u>、毎年9月30│第<u>37条 当会社は、</u>取締役会の決議<u>によって</u>、毎 年9月30日を基準日として中間配当をするこ とができる。

(削る)

(配当金の<u>除斥</u>期間)

- 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満5年を経過してもなお受領さ <u>れないとき</u>は、<u>当</u>会社はその支払義務を免れ る。
- <u>未払の株主配当金及び中間配当金</u>について <u>2</u> <u>金銭である未払の配当財産</u>については、利 息をつけない。

(削る)